

平成24年分所得税の  
確定申告等について  
葛城税務署からのお知らせ

## 所得税の

### 確定申告を受付します

市民会館  
3階会議室

2月14日(木)  
2月15日(金)  
午前9時30分～正午  
午後1時～午後4時

#### 公的年金等受給者の

##### 確定申告相談

公的年金等の受給者を対象に次の会場で税務署の職員や税理士が相談を行い、確定申告書の受付を行います。

※土地・建物・株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)、贈与税、相続税、消費税の相談は行いません。  
※相談者が多数の場合は、受付を早めに終了することがあります。

#### 葛城 税務署窓口

2月18日(月)  
3月15日(金)  
※2月24日(日)、3月3日(日)以外の土・日曜日は受け付けていません。

#### 所得税の

##### 確定申告を受付します

平成24年分所得税の確定申告について、葛城税務署窓口で相談及び申告書の受付を行います。

市民会館  
3階会議室

2月27日(水)  
3月1日(金)  
午前9時30分～正午  
午後1時～午後4時

#### 所得税の確定申告地区相談

税理士が相談を行い、確定申告書の受付を行います。

※土地・建物・株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)、贈与税、相続税、消費税の相談は行いません。  
※相談者が多数の場合は、受付を早めに終了することがあります。

国税庁  
ホームページ

ネットで書類作成  
e-Taxで申告

国税庁では、納税者の利便性を向上させるため、ホームページで申告に必要な各種様式や手引などを提供しています。

#### ホームページで申告書を作成

<http://www.nta.go.jp>

ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では所得税・消費税・贈与税の申告書の作成ができます。

#### インターネットでそのまま提出

「e-Tax」を利用しませんか

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「e-Tax」は、自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の確定申告書等を作成し、そのまま提出できるシステムです。「e-Tax」を利用した際、次のメリットがあります。

- ①平成24年分の所得税額から最高30000円の税額控除
- ②添付書類(例・源泉徴収票、医療費の領収書等)の提出省略
- ③還付金振込までの期間の短縮(3週間程度に短縮)

※「e-Tax」の利用には、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライターの購入などの事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

■問合先 葛城税務署 ☎0745・22・2721 (大和高田市西町1番15号)

## 給与支払者は 給与支払報告書を 提出してください

■問合先 税務課市民税係  
本庁(内線256、298)

平成24年中に従業員に給与を支払った人や会社(給与支払者)は、従業員の住んでいる市町村に給与支払報告書(個人別明細書)を提出する義務があります。パート・アルバイトの人の報告書も提出の対象です。  
・提出期限は1月31日(木)です。  
・総括表が郵送されていない給与支払者は、郵送しますので税務課へ連絡をお願いします。



# 固定資産税 償却資産の申告をお願いします

償却資産とは、土地や建物以外で、会社や個人が事業用に所有している資産（広告塔などの構築物や、機械、器具、備品など）のことをいいます。毎年1月1日現在で市内に所有する償却資産が課税対象となり、市長に申告する事が義務付けられています。



## 申告の方法

様式が定められていますので、固定資産税係まで連絡をいただくと、申請書を送付します。法人の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を参考に申告してください。



## 申告の期限

1月31日（木）まで

| 業種       | 申告対象となる主な償却資産の例示   |
|----------|--|
| 共通       | 駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、応接セット、キャビネット、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター、ルームエアコン、LAN設備、自動販売機 等 |
| 小売店      | 商品陳列ケース、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫 等  |
| 飲食店      | 接客用家具、厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機 等   |
| 理・美容院    | 理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール、テレビ 等   |
| 医院・歯科医院  | 各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計など）、各種キャビネット 等  |
| 駐車場      | 柵、照明などの電気設備、駐車装置 等   |
| 製造業      | 製造設備、施盤、金型、プレス機器、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、梱包機 等   |
| 建設業      | フォークリフト、パワーショベル、発電機 等  |
| クリーニング   | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等   |
| ガソリンスタンド | オイルチェンジャー、洗車機、独立したキャノピー、給油配管設備 等   |

※リース資産については原則、リース会社が申告義務を負うことになります。  
※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は対象から除かれます。



## 評価額の計算方法

▽平成23年以前に取得した資産 平成23年度の評価額 × 減価残存率 ※ = 評価額

▽平成24年に取得した資産 取得価額 × 減価残存率 / 2 = 評価額

税額 = 課税標準額（通常は評価額） × 税率 1.4%

※減価残存率 耐用年数表（財務省令）にあげられた耐用年数に応じて定められています。ただし平成20年の税制改正で「機械及び装置」を中心に耐用年数等が改正されていますので注意してください。



## 申告しない場合、虚偽の申告をした場合

償却資産の所有者は、地方税法第383条により、申告の義務があります。また、地方税法第385条及び第386条により、虚偽の申告には懲役または罰金が課せられることがあります。また、正当な理由がなく申告されない場合は過料が科せられますので、必ず期限までに申告してください。

### ■問合先

税務課 固定資産税係  
本庁（内線257、258）

# 年始のごみの 取り扱いをお知らせします

■ 問合せ先  
みどり園 ☎ 24・4111

## 年始のごみの収集予定

### ■ 燃えるごみ (赤)

|                | 開始日 (年始) |
|----------------|----------|
| 毎週 月・木<br>収集地区 | 1月3日 (木) |
| 毎週 火・金<br>収集地区 | 1月4日 (金) |

### ■ 粗大ごみ

1月9日 (水) から収集します。  
※予約受付順に調整して、みどり園から収集日を連絡します。

### ■ カン・小型金属類等 (青) その他の燃えないごみ (茶) リサイクルごみ (黄緑)

1月9日 (水) から収集を行います。

### ■ 一部地域では 収集日が 次のとおり 変更になります

※ 1月1日～3日は収集を行いません。ごみを出さないように注意してください。

#### ▽ 田殿町、大深町、大平町

1月7日 (月) 「燃えるごみ」 から収集を開始します。

#### ▽ 湯谷町、市場町、車谷町、檜辻町

1月7日 (月) 「燃えるごみ」 から収集を開始します。

#### ▽ 八田町、南阿田町、滝町、島野町、東阿田町、西阿田町、原町、山田町、大野新田町

1月8日 (火) 「燃えるごみ」 から収集を開始します。

#### ▽ 賀名生、白銀北

1月4日 (金) 「燃えるごみ」 から収集を開始します。※ 3日 (木) から変更

#### ▽ 白銀南、宗松上、宗松中、宗松下

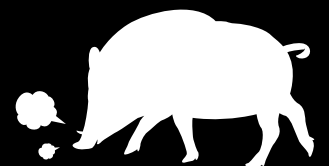
1月4日 (金) 「燃えるごみ」 から収集を開始します。

## みどり園への 年始のごみの持ち込み

年始は1月7日 (月) から持ち込みできます。

※ 1月4日 (金)、5日 (土) は収集は行いますが、みどり園へのごみの持ち込みはできませんので注意してください。

イノシシ  
やシカ  
の被害に困っている  
自治会の皆さん  
電気柵、金網柵等の  
防除施設の設置  
を行いませんか



五條市では鳥獣被害に対応するため、電気柵や金網柵等の設置を希望する自治会・集落等の農業者を次のとおり募集します。

### ■ 対象となる鳥獣

イノシシ・シカ・ニホンザル

### ■ 申込締切 1月31日 (木)

### ■ 設置の条件

- ▽ 地域、集落等の営利目的でない団体であること。(規則が必要です)
- ▽ 受益戸数が3戸以上
- ▽ 費用に対して効果が十分にあること
- ▽ 現に被害が発生している農地
- ▽ 集落として効果のある防除施設であること

### ■ 地元負担金

基準となる単価を超えれば最高で資材費の45%の地元負担金が必要です。

### ■ 施工方法

市が資材を調達し、申込者が直営で施工します。

※詳しくは問い合わせてください。

### ■ 申込・問合せ先

農林政策課 本庁 (内線410)

# 五條市営墓地の 使用者を募集します

次のとおり市営墓地の使用者を募集しますので、希望者は申請してください。区画の決定は先着順ではなく、公開抽選で行います。

## ■申し込みできる人

次の①～⑥の条件をすべて満たす人

- ①平成25年1月1日現在で1年以上引き続き市内に住民登録または本籍地がある人
- ②主として墓をまつる人
- ③現在、配偶者、父母、祖父母または子の焼骨を所有している人
- ④当選後、3年以内に墓石を建立できる人
- ⑤現在、本人または同一世帯員が市営墓地の区画を使用していない人
- ⑥永代使用料を一括で納付できる人

## ■申請書類配布・受付

### 場所

五條市役所生活環境課

※西吉野支所、大塔支所での配付および受付は行いません

※郵送による書類の請求および提出はできません

## ■申請受付期間

1月4日(金)  
～25日(金)  
午前8時30分～  
午後5時15分  
(土、日、祝日を除く)

## ■提出書類

- ▼墓地使用許可申請書
- ▼住民票(世帯全員分・本籍地記載)

▼死亡者との続柄が確認できる戸籍(除籍・原戸籍) 謄本

▼埋火葬許可証(火葬証明書)の写し

## ■現地見学会

1月19日(土)

午前9時～午前11時

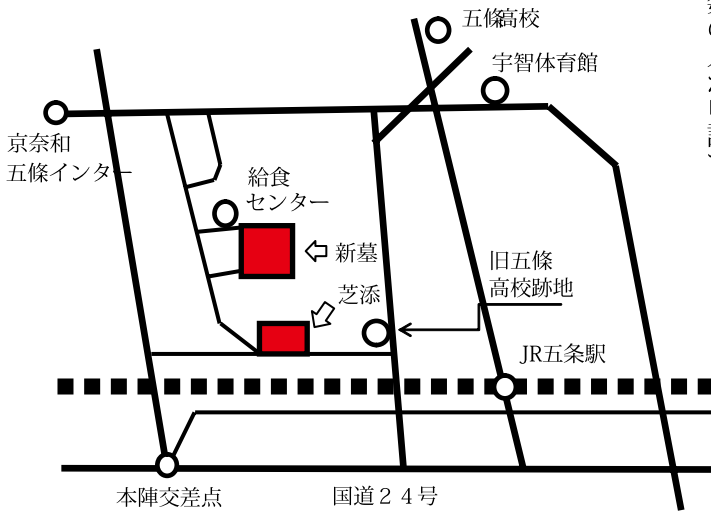
※五條市立学校給食センター横(岡町210番地の1)で受け付けします。

※同一の死亡者に対して複数の人が申請することとはできません。主として墓をまつる人を親族間で決めて申請してください。

## ■注意事項

※区画の決定は先着順ではなく、公開抽選で行います。

※墓地の引渡は3月下旬を予定しています。※詳細は募集要項を確認してください。



## ■募集区画

|   | 名称                       | 募集区画数    | 位置               |
|---|--------------------------|----------|------------------|
| 1 | 五條市墓地(新墓)                | 3区画      | 五條市岡町233番地、236番地 |
|   | 種類                       | 永代使用料    |                  |
|   | 2. 25平方メートル墓地(1.5m×1.5m) | 301,500円 |                  |
| 2 | 名称                       | 募集区画数    | 位置               |
|   | 五條市墓地(新墓)                | 1区画      | 五條市岡町233番地、236番地 |
|   | 種類                       | 永代使用料    |                  |
|   | 2. 7平方メートル墓地(1.5m×1.8m)  | 361,800円 |                  |
| 3 | 名称                       | 募集区画数    | 位置               |
|   | 五條市墓地(芝添)                | 1区画      | 五條市本町3丁目30番地の2   |
|   | 種類                       | 永代使用料    |                  |
|   | 3. 06平方メートル墓地(1.8m×1.7m) | 183,600円 |                  |

※今回の募集区画は、すべて返還墓地です

■問合先  
生活環境課  
本庁

(内線391・379)

## 市営住宅

# 入居者を

# 募集します

五條市営住宅の入居者を募集します。  
市営住宅の申し込みには、家族構成・収入等の制限がありますので、詳しくは問い合わせてください。また、募集住宅の見学会を次の日程で開催します。応募する場合は必ず参加してください。

### ■募集住宅

#### 野原東住宅2号棟

(野原東2丁目9番12号)

■募集戸数 1戸

■見学会日程

1月20日(日)

午前9時～10時

※当日は、申し込み受付は行いません。

### ■募集住宅の概要

| 住宅名   | 室番号   | 構造   | 型式   | 面積    | 家賃                  |
|-------|-------|------|------|-------|---------------------|
| 野原東住宅 | 2-106 | 耐火2F | 3LDK | 68.2㎡ | 20,700円～<br>47,500円 |

※公営住宅法の規定による収入(月額)により、上記の範囲で7段階の家賃が設定されています。

※野原東住宅は、家賃以外に共益費等・駐車場使用料(使用される場合、月額1,500円)が必要です。

※単身者の申し込みはできません。

■入居可能日

3月1日(金)

■入居敷金

入居時家賃の3か月分

■申込書の配付場所

1月4日(金)から市役

所建設課住宅係・西吉野支

所・大塔支所で配付しま

す。

■申込受付期間

1月15日(火)

～25日(金)

(午前8時30分～午後5時、

土・日は除く)

■申込方法

▼「市営住宅入居者募集のご

案内」を取りに来てくださ

い。

▼受付期間内に「市営住宅

入居申込書」に必要な事項を

記入し必要書類を添えて市

役所(本庁)建設課住宅係

へ申し込んでください。

※西吉野支所・大塔支所では申し込みできません

※書類不備の場合、受付できません。時間に余裕をもって申し込んでください。

い。

※申し込み多数の場合は、公開抽選を行います。

※申し込みは、本人または

申し込み内容を詳しく説明

できる方に限ります。郵送

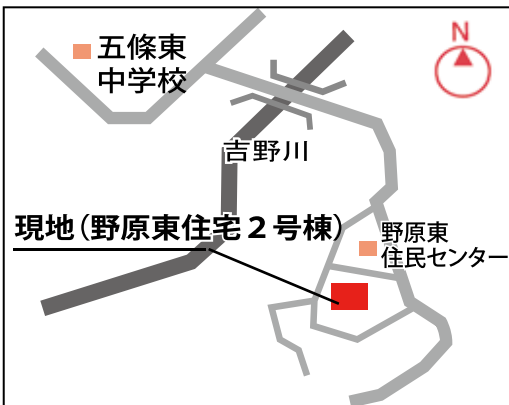
による申し込みはできません。

■申込・問合せ

建設課住宅係

本庁(内線278、384)

### 野原東住宅



# ジェネリック

## 医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分、同等の効能・効果があります。

### ジェネリック

### 医薬品の利点

新薬の約3〜7割程度と安価に販売されています。薬代が節約され、医療費の軽減にもつながることから、国も利用を促進しています。特に糖尿病、高血圧、高脂血症など長期の治療が必要な皆さんの経済的な負担が軽減されます。

### ジェネリック医薬品に切り替えるには

かかりつけの医師または薬剤師に相談してください。

### ジェネリック医薬品に切り替えるときの注意点

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、有効成分が新薬と同じでも、その他の添加剤はメーカーごとに微妙な違いがあるため効果・副作用が変わることもあります。このため、病気や体質によっては、ジェネリック医薬品に変更できないこともあります。



■問合先  
保険課給付係  
本庁（内線267、367）

## 水道局からお知らせ

### メーター検針にご協力ください

- ▼メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ▼犬等はメーターから離してつないでください。
- ▼ボックスの中はきれいにしてください。
- ▼検針しにくい場所にある場合は移設にご協力ください。（工事費用は自己負担です）
- ▼「ご使用水量のお知らせ」で水量や料金の確認をしてください。

### 給水装置はお客様の財産です

給水管やメーターボックス等はお客様の所有物です。新設・改造・修理・管理はお客様のご負担です。

また、メーターから宅内側（敷地内）の漏水調査や修理も自己負担で行ってください。

■問合先  
水道局料金係 本庁（内線321）

## 自治会に加入しましょう



地域をよりよいものにするには、そこに住む人がお互いに協力していくことが大切です。防犯や防災などの活動を通じて安全で安心なまちづくりのため自治会は活動しています。

### ～自治会への加入方法～

自治会への加入は世帯単位で行います。近隣の自治会長か、隣組長に申し出てください。

■問合先 ふるさと創造課  
本庁（内線236）

# 五條市職員の給与 などの状況をお知らせします

市民の皆さんに、市職員の給与等の現状について知っていただくため、次のとおり公表します。

## 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分   | 住民基本台帳人口<br>(平成23年度末) | 支出額 A        | 実質収支        | 人件費 B       | 人件費率<br>B/A |
|------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 23年度 | 38,824人               | 17,729,079千円 | 1,199,846千円 | 3,907,107千円 | 22.0%       |

### (2) 職員給与の状況 (普通会計決算)

| 区分   | 職員数 A | 給与費         |           |           |             | 1人当り<br>給与費 B/A |
|------|-------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
|      |       | 給料          | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計 B         |                 |
| 23年度 | 456人  | 1,549,463千円 | 358,828千円 | 545,327千円 | 2,453,618千円 | 5,380千円         |

## 職員の平均給料月額、初任給等の状況 (平成24年4月1日現在)

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況 (平成24年4月1日現在)

#### ①一般行政職

| 区分  | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-----|-------|----------|----------|
| 五條市 | 45.2歳 | 326,100円 | 385,600円 |

#### ②技能労務職

| 区分  | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-----|-------|----------|----------|
| 五條市 | 50.0歳 | 297,400円 | 314,800円 |

### (2) 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区分    | 経験年数 | 初任給      | 10~15年未満 | 15~20年未満 | 20~25年未満 | 25~30年未満 |
|-------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       |      | 一般行政職    | 大学卒      | 172,200円 | 262,500円 | 302,500円 |
|       | 高校卒  | 144,500円 | 222,500円 | 263,300円 | 307,200円 | 338,200円 |
| 技能労務職 | 高校卒  | 140,100円 | —        | 260,800円 | 285,300円 | 313,900円 |

## 職員の手当の状況

### (1) 期末・勤勉手当の状況 (平成23年度)

| 区分  | 期末手当   | 勤勉手当   | 1人当たり平均支給額 |
|-----|--------|--------|------------|
| 五條市 | 2.60月分 | 1.35月分 | 1,329千円    |
| 国   | 2.60月分 | 1.35月分 | —          |

### (3) 特殊勤務手当

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 支給実績 (23年度実績)     | 2,129千円                    |
| 支給職員1人当たり平均支給年額   | 32,386円                    |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 14.9%                      |
| 手当の種類数            | 6                          |
| 主な手当の種類           | ごみ・し尿処理、介護業務、救急・火災出動、教職員手当 |

### (2) 退職手当の状況 (平成24年3月31日)

| 区分          | 自己都合                | 勸奨・定年    |         |
|-------------|---------------------|----------|---------|
| 支給率         | 勤続20年               | 23.50月分  | 30.55月分 |
|             | 勤続25年               | 33.50月分  | 41.34月分 |
|             | 勤続35年               | 47.50月分  | 59.28月分 |
|             | 最高限度                | 59.28月分  | 59.28月分 |
| その他の加算措置    | 定年前早期退職特別措置 (2~40%) |          |         |
| 1人当たりの平均支給額 | 8,377千円             | 27,137千円 |         |

※支給率は国と同様です

### (4) 時間外勤務手当

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 支給実績 (23年度実績)   | 186,153千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | 408千円     |
| 支給実績 (22年度実績)   | 84,791千円  |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | 292千円     |

(4) その他の手当

| 手当名   | 内容および支給単価  | 国の制度との異同 | 支給実績(23年度) | 支給職員平均支給年額 |
|-------|--|----------|------------|------------|
| 扶養手当  | 配偶者 13,000円 扶養親族各 6,500円、(配偶者を欠く場合の1人目 11,000円)、満 16歳～満 22歳の子 1人につき 5,000円加算           | 同        | 53,626千円   | 231,391円   |
| 住居手当  | 借家・借間居住者 最高限度額 27,000円<br>持ち家居住者 1,000円 新築・購入後 5年間 2,500円                              | 異        | 15,550千円   | 69,672円    |
| 通勤手当  | 交通機関利用者は 55,000円まで全額支給 最高限度額 55,000円<br>自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上距離により 2,000円～ 24,500円支給 | 同        | 24,213千円   | 61,207円    |
| 管理職手当 | 給料の月額に対し 部長級 12.5% 次長級 11.5% 課長級 9.5%<br>課長補佐級 7.5%                                    | 異        | 43,116千円   | 347,487円   |

特別職の報酬等の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

| 区分    | 給料月額等                   | 期末手当  | 退職手当               |                     |
|-------|-------------------------|-------|--------------------|---------------------|
|       |                         |       | 算定方式               | 支給時期                |
| 給料・報酬 | 市長 648,800円 (811,000円)  | 2.95月 | 給料月額×在職月額×54/100   | 任期满了、もしくは退職または死亡した時 |
|       | 副市長 581,400円 (684,000円) |       | 給料月額×在職月額×31.5/100 |                     |
|       | 教育長 515,100円 (606,000円) |       | 給料月額×在職月額×27/100   |                     |
|       | 議長 538,000円             | 2.95月 |                    |                     |
|       | 副議長 469,000円            |       |                    |                     |
|       | 議員 418,000円             |       |                    |                     |

※( ) は、給料減額前の額です。(平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 23 日までの間、給料月額については、市長は 20%、副市長及び教育長は 15% 減額を実施しています。また、退職手当についても、市長は 50%、副市長、教育長はともに 10% を上記の算定から減額しています。

職員数の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

(1) 部門別職員数の状況と増減

職員数は一般職に属する数(教育長含)、( ) 内は条例定数の合計

| 部門            | 区分     | 職員数          |              | 対前年増減数 | 増減理由 |  |
|---------------|--------|--------------|--------------|--------|------|--|
|               |        | 平成 23 年      | 平成 24 年      |        |      |  |
| 普通会計部門        | 一般行政部門 | 議会           | 4            | 4      | 0    | 新規採用者 24 人<br>定年退職者 8 人、<br>勸奨退職者 14 人、<br>自己都合退職者 5 人<br>計 27 人 |
|               |        | 総務           | 68           | 66     | △ 2  |  |
|               |        | 税務           | 17           | 17     | 0    |  |
|               |        | 労働           | 0            | 0      | 0    |  |
|               |        | 農林水産         | 40           | 39     | △ 1  |  |
|               |        | 商工           | 6            | 6      | 0    |  |
|               |        | 土木           | 34           | 35     | 1    |  |
|               |        | 民生           | 98           | 102    | 4    |  |
|               |        | 衛生           | 43           | 40     | △ 3  |  |
|               | 小計     | 310          | 309          | △ 1    |      |  |
| 教育部門          | 50     | 48           | △ 2          |        |      |  |
| 消防部門          | 98     | 100          | 2            |        |      |  |
| 小計            | 148    | 148          | 0            |        |      |  |
| 公営企業等<br>会計部門 | 水道     | 20           | 20           | 0      |      |  |
|               | 下水道    | 7            | 6            | △ 1    |      |  |
|               | その他    | 28           | 27           | △ 1    |      |  |
|               | 小計     | 55           | 53           | △ 2    |      |  |
| 合計            |        | 513<br>(640) | 510<br>(640) | △ 3    |      |  |

(2) 年齢別職員構成の状況

| 区分         | 職員数 |
|------------|-----|
| 20 歳未満     | 7   |
| 20 歳～ 23 歳 | 31  |
| 24 歳～ 27 歳 | 41  |
| 28 歳～ 31 歳 | 27  |
| 32 歳～ 35 歳 | 37  |
| 36 歳～ 39 歳 | 68  |
| 40 歳～ 43 歳 | 52  |
| 44 歳～ 47 歳 | 53  |
| 48 歳～ 51 歳 | 50  |
| 52 歳～ 55 歳 | 77  |
| 56 歳～ 59 歳 | 62  |
| 60 歳以上     | 5   |
| 合計         | 510 |

■問合先 秘書課人事係  
本庁(内線 205、239)